

# 四谷第六小学校PTA規約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は四谷第六小学校PTAといい、事務所を同校内におきます。

第 2 条 この会の事務所を新宿区大京町30に置く。

## 第 2 章 目 的

第 3 条 この会は日本国憲法と教育基本法を尊重し、父母と教職員が互いに協力しあつて、子どもたちの健全な成長・発達をはかるとともに、会員の教養を高め、地域社会の教育環境の向上に努めます。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする自主独立の民主的団体で、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動します。

1. 会員相互の学習をすすめるとともに、お互いの親睦を深めるように努めます。
2. 学校・地域社会及び目的を同じくする機関や団体と協力し、教育条件の整備向に努めます。
3. 会員相互で教育問題について活発に話し合いをしますが、学校の人事や管理には干渉しません。
4. 学校や教育行政機関及びその他のいかなる機関や団体からの干渉も受けません。
5. 特定の政党や宗教を支持することなく、営利を目的とする行為は行いません。  
また、この会及び役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦することはできません。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることができるものは、四谷第六小学校に在籍する子どもの父母、またはそれにかわる保護者（総称して父母という）と、この学校に勤務する教職員で、この会の目的に賛同する人としてします。

第 6 条 会員はすべて平等の権利と義務を持ちます。

第 7 条 会員は総会で決めた会費を負担します。ただし、事情により減免措置を受けることができます。

## 第 5 章 会 計

- 第 8 条 この会の活動に要する経費は、会費その他の収入によってまかないます。
- 第 9 条 この会の経理は、総会で決定した予算にもとづいて行われます。
- 第 10 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければなりません。
- 第 11 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

## 第 6 章 役 員

- 第 12 条 この会に次の役員をおきます。
- 会長・1名， 副会長・5名， 書記・2名， 会計・2名
- ただし、副会長については、必要により増減することができます。
- 第 13 条 役員任期は1年とします。ただし、同じ役職について継続する場合は、運営委員会で承認を得る事で再任できるものとします。年限は定めません。
- 第 14 条 前条の規定にかかわらず、役員はその任期中の事業報告及び会計報告が総会で承認されるまで、その責任を負います。
- 第 15 条 役員に欠員が生じた場合、運営委員会の議決により、これを補充することができます。補充された役員任期は、前任者の残りの期間とします。
- 第 16 条 役員は次の任務を行います。
1. 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会、運営委員会及び役員会を招集します。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行します。
  3. 書記は、この会の諸活動や会議の議事を記録し、会員に周知します。
  4. 会計は、会計事務を行い、総会に会計報告をします。

## 第 7 章 会計監査委員

- 第 17 条 この会の会計を監査するために、1～2名の会計監査委員をおきます。執行部全体の人数調整で、会計監査委員の人数が決まります。
- 第 18 条 会計監査委員任期は1年とします。ただし、任期中の会計監査報告が総会で承認されるまではその責任を負います。

## 第 8 章 顧 問

第 19 条 この会は、顧問をおくことができます。

第 20 条 顧問は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。任期は役員の任期に準じます。

第 21 条 顧問は、この会の目的達成に協力するものとします。ただし、会務に干渉することはできません。

## 第 9 章 ア ド バ イ ザ ー

第 22 条 この会は、アドバイザーを1名おくことができます。

第 23 条 アドバイザーは、会長、副会長が全て交代する年のみにPTA活動を円滑に進めるために適用できます。アドバイザーは運営委員会の承認を得て、会長が委嘱します。但し、前年度の副会長に限り、その職を委嘱される事ができます。任期は1年とします。

第 24 条 アドバイザーは、当期の役員の代理で会議等に出席することができます。ただし、会務に干渉することができません。

## 第 10 章 総 会

第 25 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次のことを審議します。

1. 活動報告・活動計画
2. 予算、決算
3. 役員、会計監査委員の選出
4. 規約の改正
5. その他の重要事項

第 26 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年4月に開催します。臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、また会員の1/5以上から要求があった時、開催します。

第 27 条 総会は全会員の1/2以上の出席で成立します。規約改正以外の議事は出席者の過半数の賛成で決まります。

第 28 条 総会の開催日時、場所及び議案は、開催日の1週間前までに会員に通知します。

## 第 11 章 会 議

第 29 条 運営委員会は、役員、専門委員会代表、学級代表及び教職員（校長他若干名）で構成されます。会計監査委員はオブザーバーとして会議に出席します。

第 30 条 運営委員会は次の任務を行います。

1. 各種委員会等で立案された事業計画・予算案と事業報告・決算案を総会に提出します。
2. 総会で決定された事項を執行します。ただし、緊急事項はそのつど審議・処理し、事後の総会の承認を得ます。
3. その他の重要事項を審議し、執行します。

第 31 条 運営委員会の成立、議決は総会に準じます。

第 32 条 役員会は、役員、校長、副校長で構成され、一般会務を行います。

第 33 条 この会の活動を推進するために、次の専門委員会をおきます。

1. 学年代表委員会
2. 広報委員会
3. 文化委員会
4. 四六スポーツ・カルチャー委員会
5. みどりの育成委員会
6. 芝生キャンプ委員会
7. 厚生委員会
8. 周年事業委員会
9. 校外委員会

第 34 条 各専門委員会の必要事項は細則で決めます。

第 35 条 各学級の会員は、担任教員と共に学級集会をもち、学級の親睦と教育の向上進展をはかります。

第 36 条 学区域内の 6 地区（町会単位）の会員は、担当教職員と共に地区集会をもち、地域の親睦と環境改善をはかります。

第 37 条 運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会をつくることができます。特別委員会はその任務が終了した時に解散します。

## 第 12 章 改 正

第 38 条 この規約を改正しようとする時は、総会開催の 1 週間前までに改正案を会員に通知し、総会において出席者の 2/3 以上の賛成を必要とします。

第 39 条 この会の規則、細則及び内規は、運営委員会において、出席者の 2/3 以上の賛成で改正することができます。改正された規則、細則及び内規は次の総会で報告しなければなりません。

### 付 則

1. この規約は、昭和 61 年 4 月 1 日より実施します。
2. 平成 6 年 4 月 1 日に第 11 条を一部改正しました。
3. 平成 18 年 4 月 26 日に「第 8 章 役員推せん委員会」を削除、以下の条項を繰り上げる改正を行いました。
4. 平成 21 年 2 月 5 日に第 11 条、第 28 条、広報委員会細則の一部変更・改正を行いました。
5. 平成 25 年 4 月 24 日に第 32 条を一部改正しました。
6. 平成 27 年 4 月 22 日に第 11 条、第 12 条、第 16 条を一部改正し、第 29 条に「地域とみどりの育成委員会」「周年事業委員会」を追加しました。
7. 平成 28 年 4 月 21 日に「第 9 章 アドバイザー」を追加、以下の条項を繰り下げる改正を行いました。
8. 平成 29 年 4 月 26 日に、広報委員会、文化委員会、四六スポーツ・カルチャー委員会、地域とみどりの育成委員会、周年行事委員会の選出者数を改正。内規として執行部および委員選出内規を追加しました。
9. 平成 30 年 4 月 25 日に、PTA 会費処規約の返金額および途中転入者の金額の変更、慶弔見舞金内規の追加を行いました。
10. 平成 30 年 10 月 30 日に臨時総会にて可決されましたので第 2 条の追加と第 32 条を変更し第 33 条の専門委員会の名称を変更しました。

#### PTA 会費処理規約

1. 会員は総会で決まった会費を 5 月に一括して納入するものとします。  
ただし、当該月に転出する予定の会員は会費を納入する必要がありません。
2. 納入された会費は返済しません。  
ただし、中途転出者には次の通り会費を一部返済します。

(1) 1学期の転出者一年会費 x0.6 (平成30年度より)

(2) 2学期の転出者一年会費 x0.3 ( // )

なお各学期は次の学期の始業式前日までとします。100円未満を切り上げとします。

返金には個人情報変更・削除・会費返還手続き申請書の提出が必要です。

3. 中途転入者の会費は次の通りとします。100円未満を切り下げとします。

(1) 1学期の転入者一単年度の会費額 (平成30年度より)

(2) 2学期の転入者一単年度の会費額 x0.6 ( // )

(3) 3学期の転入者一単年度の会費額 x0.3 ( // )

4. 減免措置を受けようとする会員は会計に申込むものとします。会計は会長と協議し、本人の合意を得てその措置を決定します。

#### **学年代表委員会細則**

1. 学年代表委員は、各学年より1名選出され、学校側委員及び担当役員とともに、学年代表委員会を構成します。

(在籍児童50名以上の学年は増員を学年毎に決定することができます。)

2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。

3. 委員長は、運営委員会に出席します。

4. 学年代表委員は、各学年の副会長と連携、協力し会務を行います。

5. 学年代表委員会は役員・専門委員の選出、調整をします。

6. 学年代表委員会は学校行事、PTA主催の行事サポートを行います。

7. 2019年度は、準備期間とし学級に1名代表委員をおくが2020年度は上記1から6を執行する。

#### **広報・文化委員会細則**

1. 広報・文化委員は、各学年より1名以上選出され、学校側委員及び担当役員とともに、広報・文化委員を構成します。

2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。

3. 委員長は、運営委員会に出席します。

4. 広報・文化委員会は、広報誌を編集・発行します。

5. 広報・文化委員は学校のPTAホームページを管理、運営します。

6. 広報・文化委員は、学習や各種スポーツを通して会員の教養・文化を高める活動を行い、また、健康に関することについても学習します。

7. 広報・文化委員は学校行事、PTA 主催の行事のサポートを行います。

#### 四六スポーツ・カルチャー委員会細則

1. 四六スポーツ・カルチャー委員は各学年より 2 名以上選出され、学校側委員及び担当役員とともに、四六スポーツ・カルチャー委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選出します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 四六スポーツ・カルチャー委員会は、区内の小・中学校を対象として地域の子どもや父母、地域のスポーツ・文化の専門の講師や指導者を招いた活動の機会を提供します。
5. 四六スポーツ・カルチャー委員は学校行事、PTA 主催の行事のサポートを行います。

#### 地域とみどりの育成委員会細則

1. 地域とみどりの育成委員は、各学年より 1 名以上選出され、学校側委員及び担当役員とともに、地域とみどりの育成委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 地域とみどりの育成委員会は、四谷第六小学校の顔でもある芝生に関する事業を主に行います。
5. 地域とみどりの育成委員は、学校行事、PTA 主催の行事のサポートを行います。

#### 芝生キャンプ委員細則

1. 芝生キャンプ委員は、各学年より 1 名選出され、学校側委員及び担当役員とともに芝生キャンプ委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 芝生キャンプ委員は、7 月の芝生キャンプを担当し、会務を行います。
5. 芝生キャンプ委員は、学校行事、PTA 主催の行事のサポートを行います。

#### 厚生委員細則

1. 厚生委員は、各学年より 2 名選出され、学校側委員及び担当役員とともに、厚生委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員に出席します。
4. 厚生委員は、地域で行われる各種スポーツのイベント（八校会、新宿区立小学校 P T A

連合会、スポーツフェスティバル、サッカーフェスティバル等)の運営をサポートします。

5. 厚生委員は、学校行事、PTA 主催の行事のサポートを行います。
6. 2019 年度のみ各学年より 1 名選出する。また、学年代表と連携しイベントのサポートを行います。

#### 周年事業委員会細則

1. 周年事業委員は、学校の 10 年ごとの周年時に、各学年より 2 名以上選出され、学校側委員及び担当役員とともに、周年事業委員会を構成します。(5 年ごとの周年時には各学年より 1 名以上選出とする)
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 周年事業委員会は、学校や地域が主として企画する記念事業のサポートをします。

#### 校外生活委員会細則

1. 校外生活委員は、学区域の 6 地区(町会単位)より若干名ずつ選出され、学校側委員及び担当役員とともに、校外生活委員会を構成します。
2. 委員会は、委員長、副委員長、書記、会計及び各地区代表を選任します。
3. 委員長は、運営委員会に出席します。
4. 校外生活委員会は、学校と地域の連絡調整をはかりながら、学区域の安全を守り、環境をよくするために活動します。また、子どもたちが健全で楽しい校外生活をおくれるように話し合い、学習します。

#### 役員および委員選出内規

1. PTA 役員(会長、副会長、書記、会計)および、各委員長(校外生活委員長を除く)の役に任命された委員は、任命された学年の児童の 2 巡目以降の執行部および委員(卒業対策委員を含む)を決定する抽選の免除を申請できるものとします。
2. 新入学の執行部役員及び委員に任命される名前の開始順番は、前年度の運営委員会において、公平な手法を用いて決定することとします。
3. 選出候補の人数については、原則として 1 年 9 名、2 年~5 年各 10 名、6 年 15 名とします。  
(3 年生終了時に委員未経験者残 34 名以下の場合は 4 年と 5 年で増員し、5 年生までに全員が役員・委員を少なくとも一度は終了することを基本とします。)
4. 在籍児童の人数に応じて、増員を学年毎に採択することができます。



採択は学級代表委員長及び執行部の判断でアンケートを実施し該当学年の保護者の総意で決めます。

5. どの委員を何名増員／減員するかは、次年度の委員会の予定などを考慮し、11月か12月の運営委員で各委員長及び執行部で決定する事とします。
6. 事情（主に病気治療や介護など）がある場合には、候補の先送りが認められます。あくまでも免除ではありませんので、次年度以降の候補となります。
7. 兄弟、姉妹で同時に候補選出が回ってきた場合には、先送りが認められます。  
基本的に先送りは下の学年でとなり、次年度以降に候補選出者となります。
8. 先送りせずに兄弟／姉妹の在籍する2学年分で2つの専門委員を兼務する事は可能です。  
（例：上の学年で学代・下の学年で文化）役員と専門員の兼務はできません。
9. 先送りの最終的な判断については、各学年にて学代を中心に相談して決定します。
10. PTA役員（会長・副会長・書記・会計）及び、各委員長に任命された役員は、同一児童での2回目の執行部・会計監査・委員の役の免除を申請できます。
11. 副会長を2年間任命された場合、その役員の家庭に在籍児童が何人いてもその後の輪番（役員、専門委員）を全て免除申請することができます。

#### 同好会内規

1. この会の中に同好会をつくることができます。
2. 同好会として認定を得ようとするものは、目的、活動内容、会員数、責任者を運営委員会に報告し、承認を得なければなりません。
3. 同好会が、この会を代表して対外的な行事に参加する場合には、支援をします。

#### 慶弔見舞金内規

1. 教職員会員が結婚した時及び出産した時は、祝金をおくります。
2. 教職員会員の父母、配偶者、子どもが死亡した時は、弔慰金をおくります。
3. 教職員会員が入院した時及び父母会員がPTA活動中の傷病のために入院した時は、見舞金をおくります。
4. 会員及び子どもが死亡した時は、弔慰金をおくります。
5. 祝金、弔慰金及び見舞金は、5000円とします。
6. この内規の規定にない場合は、従来の慣行等を参考にしながら、そのつど役員会で協議して決めます。
7. 慶弔費の請求を行う場合は、慶弔見舞金申請書をPTA執行部へ提出が必要です。